

## 投票時間の繰上げ計画（素案）

令和4年10月

八頭町選挙管理委員会

### 1. 趣旨

本町では、国及び県選挙における投票所の閉所時間を午後8時としてきたが、近年の選挙における午後7時から午後8時までの投票状況を分析・検証した結果、投票者数はさほど多くない状況を踏まえ、町選挙において定着している午後7時を投票所の閉所時間とする。

### 2. 近年の選挙における当日の時間別投票状況

（単位：人）

別	投票 総数	当日 投票者数	投票時間別投票者数			期日前 投票者数
			7時～18時	18時～19時	19時～20時	
H28.7 参議院議員通常選挙	9,778	6,888	6,426 (65.72%)	250 (2.56%)	212 (2.17%)	2,759 (28.22%)
H29.10 衆議院議員総選挙	9,646	5,880	5,712 (59.22%)	126 (1.31%)	42 (0.44%)	3,639 (37.73%)
H31.4 鳥取県知事選挙	7,490	5,302	5,007 (66.85%)	213 (2.84%)	82 (1.09%)	2,107 (28.13%)
R1.7 参議院議員通常選挙	8,399	5,426	5,079 (60.47%)	224 (2.67%)	123 (1.46%)	2,888 (34.39%)
R3.4 町議会議員一般選挙	10,088	7,009	6,807 (67.48%)	202 (2.00%)	※19時まで	2,974 (29.48%)
R3.10 衆議院議員総選挙	9,214	5,729	5,488 (59.56%)	156 (1.69%)	85 (0.92%)	3,384 (36.73%)
R4.7 参議院議員通常選挙	8,142	5,045	4,717 (57.93%)	213 (2.62%)	115 (1.41%)	3,020 (37.09%)

※（ ）は投票総数に対する投票者数の割合

※参議院議員通常選挙は選挙区、衆議院議員総選挙は小選挙区の投票状況

### 3. 実施理由・効果

- ①町選挙は午後7時までとしている。
- ②午後7時から午後8時までの当日投票者数の割合は少ない。
- ③期日前投票が定着し、概ね全投票者の3分の1以上の選挙人が期日前投票を行っている。
- ④長時間の投票立会いによる負担が大きく、投票立会人の負担軽減となる。
- ⑤投票事務から開票事務まで行う職員の負担軽減となり、人件費の削減及び作業の効率化が図られる。

#### 4. 全国、県内の状況

- ・令和4年7月に執行された参議院議員通常選挙において投票時間の繰上げがされた投票所の割合は、全国で37.53%（17,268／46,016）、鳥取県で45.71%（165／361）となっている。鳥取県では、19市町村中12市町（鳥取市、米子市、岩美町、智頭町、三朝町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）が繰上げを行っており、そのうち8町（岩美町、智頭町、琴浦町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）は、全ての投票所において実施している。

#### 5. その他

- ・正式決定後に執行される選挙から実施（令和5年4月執行予定の知事・県議選挙を想定）
- ・期日前投票所は現行どおり3箇所（本庁舎、船岡庁舎、八東庁舎）とし、午前8時30分から午後8時までとする。
- ・町の選挙については、現行どおり午前7時から午後7時までとする。

#### <参考法令>

##### ■公職選挙法

（投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

※平成9年法改正；平成10年6月1日から閉所時間が午後6時から午後8時となった。

※平成12年法改正；許可制から届出制となった。

※平成15年法改正；期日前投票制度が導入された。